

とんだばやし こどもの権利 ニュース



とんだばやし
こどもの
権利条例

令和7年11月発行

Vol.
6

とんだばやしし けんりじょうれい
富田林市こどもの権利条例
の案ができました！

こどもの権利条例ってなに？

こどもの権利条例とは、こどもの権利を守るルール

条例とは、富田林市が作るルール（法律のようなもの）です。
富田林市のすべての人が守らないといけません。富田林市こどもの権利条例には、富田林市のみんなで「こどもの権利」を守るためのルールを書いています。

こどもの権利ってなに？



すべてのこどもが
も
持っているよ！

こどもの権利とは、こどもの安心・自信・自由を守るために、
すべてのこどもが持っている権利のことです。

こどもの権利条例の案のアンケート

こどもの権利条例の案を読んで、
みんなが思ったことを教えてね！

アンケートは
こちら



どうして条例を作ったの？

とんだばやし
富田林市のすべてのこどもたちが
「自分らしく、安心して、
幸せに生きることができる」
ようになるために作りました。



どうやって作ったの？

この条例は、こどもたちの声をたくさん聞
いて、こどもたちの声をもとに作りました。
●アンケート ●こどもワークショップ
●いろいろな場所で聞き取り
●こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会 など



条例には、どんなことが書かれているの？



1 すべての「こどもの権利」を守ること、
そして、とくに大切な 10 個の「こどもの権利」があることを書いています。

1 どのような理由でも差別されない権利

こどもであること、海外につながりがあること、
障がいがあること、性別、考え方など、
どんな違いがあっても、差別されません。

3 自分の意見や考え、気持ちを聴かれ、 表し、それが大切にされる権利

自分の意見を言うことができます。
そして、その意見が周りの人に受け止められ、
大切にされます。

5 安心して生き、育つ権利

家や学校、地域などで安心して毎日を過ごすことができ、
成長することができます。

7 休む・遊ぶ権利

ゆっくり休んだり、遊ぶことができます。

9 相談する権利

困ったときやだれかに話を聞いてほしいときに、
相談できます。

2 あらゆる暴力から守られる権利

いじめや暴力、虐待、体罰など、
あらゆる暴力から守られます。

4 自分に関わることに参加する権利

自分に関わることを決めるときに、
参加し、意見を言えます。

6 ありのままの自分で生きる権利

一人ひとりの個性や価値観が認められ、
ありのままの自分が大切にされます。

8 学ぶ権利

自分の成長のために、学ぶことができます。

10 困ったときに助けをもらう権利

心や体が傷ついたときや、困ったときに、
助けをもらえます。

2

こどもの権利を守るために、
大切にしないといけない4つのことを書いています。

1

こどもは、権利の主体であり、
どのような理由でも差別されずに、
ありのままの自分で
自分らしく生きることができること。

権利の主体とは、
権利を持つ人のこと！
こどもも、大人と同じように
権利を持っているんだ。

2

こどもは、
安心して生き、
育つことができること。

3

こどもは、
自分の意見を聴かれ、
表すことができ、その意見が
大切にされること。

4

こどもは、
こどもの権利を理解され、大切にされ、
こどもにとって
一番良いことを考えてもらえること。

大人はこどもの意見を
ちゃんと聴いて、こどもにとって
一番良いことを考えるよ！

3

こどもの権利を守るために、
大人がすることを書いていきます。

こどもの権利を
理解して、守る。

こどもの意見を聴き、
大切に、
こどもにとって
一番良いことを
考える。

こどもに、いじめ、
差別、虐待など
こどもの権利を
傷つけることは
しない。

こどもを
いつも見守って、
困っているときに、
助ける。

条例ができると、どうなるの？

／ こんなまちになるよ！ ／

こどもの権利をこどもと大人にもっと伝える

いじめや差別、虐待、
体罰みたいに、

こどもの権利が
守られていないときに、助ける

こどもの意見を
大人が大切にできるようになる

こどもがこどもに関係することに
参加できる機会を作る

こどもが相談できる
場所を作る

こどもが安心して居場所を作る

みんなが望む形で
学べるようにする

一人ひとりに
合わせた支援をする

学校の先生や
市役所、地域の大人は、
みんなのことを
いつも見守っているよ。



困ったときや
話を聞いてほしいときに、
みんなの話を聞いて、
解決する方法を
いっしょに考えるよ。

これから、みんなが
気軽に相談できる
場所を作るよ！



お問い合わせ先

富田林市 こども未来部 こども政策課
TEL: 0721-25-1000 (内線 291) FAX: 0721-24-8976

こま こんなことで困ったことは、ありませんか？

いじめにあっている



かぞく たた
家族から叩かれたり、いやなこと
い
をされたり、言われたりする



かつどう なら ごと
クラブ活動や習い事で
ぼうげん ぼうりよく う
暴言・暴力を受けている



せんせい おや はな
先生や親には話にくいけど、このままではどうしていいかわからない。だれも気づいてくれない…。
なや でんわ
このような悩みがあったら、まよわず電話してください。

した そうだん そうだん むりよう
下の3つは、こどもが相談できるところです。(相談は無料です)

①こどものじんけん110番

でんわばんごう じかん へいじつ
電話番号:0120-007-110 時間:平日8:30~17:15

らいん そうだん
メールやLINEでも相談ができます。

URL:<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

②24時間子供SOSダイヤル

でんわばんごう じかん じかん
電話番号:0120-0-78310 時間:24時間

③チャイルドライン

でんわばんごう
電話番号:0120-99-7777

じかん まいにち がつ にち がつ か
時間:毎日16:00~21:00 ※12月29日~1月3日はのぞく

そくだん
チャットでも相談ができます。

URL:<https://childline.or.jp/>



こま なや
困ったときや悩んだときは、
ひと そうだん
まわりの人に相談してみましよう。